

# 公益財団法人竜王会館に対する ご寄附の税法上の優遇措置について

## ◎個人の場合

確定申告の際、  
総所得金額の

$$\left[ \frac{40}{100} \right] \text{を限度} - 2,000 \text{円}$$

が総所得金額から控除できます。

## ◎法人の場合

税務申告の際、  
一般寄附金の損金算入限度額  
= (資本金等の額 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1 / 4

公益財団法人等に寄附を行った場合の寄附金の損金算入限度額  
= (資本金等の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × 1 / 2

の合計が損金に算入できます。